

手話を覚えてレッツコミュニケーション!

12月20日に鴻巣市手話言語条例が施行されました。この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、誰もが互いに人格と個性を尊重し、支え合い、地域で暮らすことができる共生社会の実現を目指し、制定されたものです。誰もが暮らしやすい社会を私たちの手で作りましょう。



ありがとう

左手甲に右手を直角にのせ、上に上げます。
(相撲の世界で、賞金を受け取る時の、手刀を切るしくさ)

問い合わせ／福祉課障がい福祉担当
(内線2678・FAX 541-1328)



【あいさつの手話】

両手の人差し指を向かい合わせてから曲げる(おじぎをしている様子)

おはよう



こめかみに当てた右手のこぶしを下にさげます。
(枕から頭を上げ、起きる様子)

こんにちは



立てた右手2指(人差し指と中指)を重ね、前方から額の中央へ当てます。
(時計の針が重なり正午を表す様子)

こんばんは



手のひらを前へ向けた両手を、弧を描くように目の前で交差させます。
(日が落ちて暗くなる様子)

※「おはよう」「こんにちは」「こんばんは」は、直後に「あいさつの手話」やおじぎをする表現方法もあります

手話通訳者養成講習会(手話通訳Ⅰ課程)

と き／4月9日～12月24日の火曜日、19時30分～21時30分
実技32回、講義4回(全36回)
ところ／総合福祉センター
対 象／次のすべてに該当する方
○18歳以上で市内在住・在勤(平成31年3月31日現在)
○市の手話奉仕員養成講習会(入門・基礎課程)修了者又は同程度の技能を有する
○受講後に手話通訳Ⅱ・Ⅲ課程を受講し、県実施の手話通訳者全国统一試験を受け、手話通訳者を旨指す
定 員／30人
費 用／4,860円(教材費・初日に集金)
その他／市の手話奉仕員養成講習会を修了していない方は、3月12日(火)19時30分に面接

手話通訳者認定試験

と き／3月24日(日)9時30分～
ところ／総合福祉センター
対 象／市内在住・在勤で手話通訳者全国统一試験合格者
内 容／面接
費 用／無料

【共通事項】

申込み／3月8日(金)までに、福祉課・両支所福祉グループに備えの申込書(市ホームページにもあります)に必要事項を記入し、持参・郵送で同所(〒365-8601中央1-1)※郵送は福祉課のみ
問い合わせ／福祉課障がい福祉担当(内線2678)

